

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う静岡市関係条例の制定改廃案に関する市民意見 提出手続の結果について

公表日：令和5年2月17日

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う静岡市関係条例の制定改廃案に関する市民意見提出手続も結果について、以下のとおり公表します。

1 実施期間

令和4年10月27日から同年11月28日まで

2 意見提出者数等

意見提出者数	意見数
5人	20件

※提出のあったもののうち、条例の制定改廃案に対する意見ではないもの、制度に関する質問にとどまるもの、趣旨不明確なものなど、意見として評価できないものは除く。

3 意見等の概要及び市の考え方

別紙のとおり

No	項目	内容	市の考え方	検討結果の区分
1	条例名称	改正後の名称は「法施行条例」ではなく「個人情報保護条例」のままにしてほしい。	条例には、条例の趣旨や規定内容に適した名称を付すこととしています。本条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものであり、本市の個人情報保護制度について独自の理念等を定めるものではないことから左記御意見は採用できません。	原案変更なし
2	条例名称	改正後の条例の名称は、「法施行条例」ではなく今まで通り「個人情報保護条例」としてほしい。	条例には、条例の趣旨や規定内容に適した名称を付すこととしています。本条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものであり、本市の個人情報保護制度について独自の理念等を定めるものではないことから左記御意見は採用できません。	原案変更なし
3	条例名称	条例の名称について「法施行条例」でなく「個人情報保護条例」にしてください。	条例には、条例の趣旨や規定内容に適した名称を付すこととしています。本条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものであり、本市の個人情報保護制度について独自の理念等を定めるものではないことから左記御意見は採用できません。	原案変更なし
4	条例要配慮個人情報	静岡市でも「被差別部落」「沖縄出張者」「在日朝鮮人」など名前を秘して暮らしている人々について寝た子を起こす差別事象を時々耳にします。むしろ「条例要配慮個人情報」を規定して注意喚起し、管理に万全を期してください。	「条例要配慮個人情報」とは、法で定める「要配慮個人情報」とは別に、地方公共団体の機関が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。 左記御意見の事例については、法で定める要配慮個人情報に含まれるものと解されます。	原案変更なし

5	条例要配慮個人情報	<p>条例要配慮個人情報について、「国の法律で定めていることで、その内容は現行の条例にあるものと同じだからあえて規定しない」とのことですが、個人情報保護の観点から、要配慮個人情報は最重要な項目だと思います。特に配慮すべき人とは、「人種、信条、社会的身分など」に限りません。原発事故によって県外避難を余儀なくされ周囲の偏見に苦しむ人、家庭内暴力を逃れるため住所を明かせずひっそり暮らす人なども十分配慮されるべきです。個人情報を取り扱う職員は常に慎重を期すべきであり、そのためには業務の要所でこの規定を目にすることは注意喚起に有効だと思います。法律や政令が完璧であったとしても、取り扱うのは人間です。ヒューマンエラーを未然に防ぐためにも、条例に要配慮個人情報の規定を設けてください。</p>	<p>「条例要配慮個人情報」とは、法で定める「要配慮個人情報」とは別に、地方公共団体の機関が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。</p> <p>左記御意見の事例については、法で定める要配慮個人情報に含まれるものと解されます。</p>	原案変更なし
6	審議会	<p>改正個人情報保護法によれば、審議会を開く要件について「地方公共団体の施策等で個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める時は、審議会に諮問することができる」とあります。「何が専門的な知見」であり何を「特に必要」とするかは各地方自治体が判断することです。同法以外の法令による諮問や、匿名加工情報の外部提供の可否基準について「審議会」を開き判断することは重要です。審議会の果たす役割や行政監視機能の明確化を求めます。</p>	<p>審議会の所掌（役割）については、本件制定改廃案に記載するとおり、条例に規定します。</p> <p>なお、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるため、左記御意見は採用できません。</p>	原案変更なし
7	審議会	<p>個人情報保護委員会の「ガイドライン」では、「個人情報の取得・利用・提供・オンライン結合等について典型的に審議会へ諮問を要件とする条例は定めてはならない」と制約をしています。法の解釈は自治体に委ねるべきです。市長が「審議会」に意見を聴くこと、それにより方針を決めることは否定されるべきものではありません。従来から諮問してきた事項を「審議会」に報告し、審議委員が必要と判断した場合、調査・審議し市長に進言できるよう静岡市の新「条例」に規定することを求めます。</p>	<p>個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるため、左記御意見は採用できません。</p>	原案変更なし
8	審議会	<p>個人情報の目的外利用や第三者への外部提供については、改正個人情報保護法の成立にあたり、その要件である「相当の理由」「特別の理由」の認定を厳格に行い、その判断の適否は個人情報保護委員会が監視すると付帯決議がされました。しかし一方でガイドラインや「Q&A」では、「相当の理由」「特別の理由」に該当するか否かの判断を審議会に諮ることは認められないとしています。国の保護委員会が1700以上ある自治体のすべてを監視することなど到底できません。したがって、「審議会」に報告し判断を仰ぎ、または市民の意見を聴く仕組みを創設してください。どこに外部提供されたかもわかるよう個人情報ファイル簿に記載し、市民が閲覧できる仕組みの創設を求めます。第三者への情報提供には、特段の配慮が必要です。</p>	<p>個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるため、左記御意見は採用できません。</p> <p>なお、保有個人情報の外部提供先に関する御意見については、「個人情報ファイル簿」とは別の「保有個人情報取扱業務簿」の記載事項として、「保有個人情報の実施機関以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先」を規則で定めることを検討します。</p>	原案変更なし
9	審議会	<p>個人情報保護委員会のガイドラインでは、「オンライン結合に特別な規制を設ける規定、オンライン結合にあたっては「審議会」や「技術や制度に精通した専門家」による検証を行うとともに、結合先に対する調査や要請が行えるよう「新保護条例」に規定を設けてください。</p>	<p>個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるため、左記御意見は採用できません。</p> <p>また、法に定めのない調査権限を条例で定めることについても改正法の趣旨に反するものであるため、同様に採用できません。</p>	原案変更なし

10	審議会	審議会の役割を十分に果たす為には、現行条例の個人情報の収集・利用・提供及び電子計算機等の結合の例外的取扱いについて、従来通り意見を聴く必要があると思います。現行条例の主旨をいかして諮問・報告・調査・審議・進言できるよう条例をつくってください。また、審議会開催についても自治体の判断で行なってください。	個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるため、左記御意見は採用できません。 なお、審議会の「開催」は制定改廃案3（9）に該当する場合に諮問することとなるため、市の機関の諮問に応じて開催することとなります。	原案変更なし
11	審議会	今までは市が独自に審議会を開いてきたが、これからは国の個人情報保護委員会があるから、そこがきめていることに従っていればよいから審議会をむやみに開かないと受け止めたが、おかしいと思います。各自治体に固有の問題があるので、自治体の審議会が扱うべきだと思います。	個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるため、左記意見は採用できません。	原案変更なし
12	審議会	静岡市情報公開・個人情報保護審議会への諮問について、国の定めた法律に一律に従うという状況下で、審議会への諮問の機会が狭まるのではないかと危惧します。匿名加工情報を外部に提供することの可否の判断など、審議会に諮問するべきは諮問することで、行政に対するチェックがしっかり機能することが必要です。開催された審議会については、日時と審議項目、議論の概要などを、市のホームページに掲載するなどして市民に公開してください。	改正法の趣旨を踏まえて検討を行います。なお、審議会の開催日時、審議項目、議事録については、現状公開しており、改正法移行後においても同様です。	原案変更なし
13	その他	条例に基本理念として憲法に保障された基本的人権や自己情報のコントロール権を明確に規定してほしい。	本条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものであり、基本的人権について定めるものではありません。 また、御意見中の「自己情報のコントロール権」の範囲（定義）は必ずしも明らかではありませんが、自己情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権については、法において定めがあります。 左記御意見がこれらの請求権について重複して条例に規定を設けることを求めるものだとすると、採用することはできません。	原案変更なし
14	その他	個人自己情報のコントロール権を明確に規定してほしい。	御意見中の「自己情報のコントロール権」の範囲（定義）は必ずしも明らかではありませんが、自己情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権については、法において定めがあります。 左記御意見がこれらの請求権について重複して条例に規定を設けることを求めるものだとすると、採用することはできません。	原案変更なし
15	その他	個人情報保護の大前提である自己情報コントロール権を静岡市の条例に明確に規定してください。	御意見中の「自己情報のコントロール権」の範囲（定義）は必ずしも明らかではありませんが、自己情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権については、法において定めがあります。 左記御意見がこれらの請求権について重複して条例に規定を設けることを求めるものだとすると、採用することはできません。	原案変更なし

16	その他	情報は原則本人から収集するように努めてほしい。	個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないため、左記御意見は採用できません。 なお、個人情報の保有の制限等（法第61条）、利用目的の明示（法第62条）、適正な取得（法第64条）等の規定を適正に運用することにより、本人からの収集を原則とせずとも、個人情報について必要な保護が図られるものと考えます。	原案変更なし
17	その他	法には、個人情報の保有の規定はありますが、本人から収集することを定めた規定はありません。本人収集原則は、市民の「どこから収集した情報なのか不安」を払拭し、訂正要求や利用停止請求を容易にします。そのことは同時に市民から市への信頼につながります。	個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないため、左記御意見は採用できません。 なお、個人情報の保有の制限等（法第61条）、利用目的の明示（法第62条）、適正な取得（法第65条）等の規定を適正に運用することにより、本人からの収集を原則とせずとも、個人情報について必要な保護が図られるものと考えます。	原案変更なし
18	その他	住民情報に対する静岡市の管理責任の明確化、一方で住民の権利の明確化を求めます。	地方公共団体の責務や個人情報の取扱い（管理）についての諸規定については、法において定めがあります。 また、住民の権利として、自己情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権についても法において定めがあります。	原案変更なし
19	その他	改正個人情報保護法で取り扱う情報は「生存する個人に関する情報」となりました。例外として「遺族等、生存が確認できる個人を識別できる場合に限り情報開示請求の対象となる」としています。相続人から、遺族の権利行使にかかわる場合に情報開示請求は可能と解釈できます。今後、静岡市もそうなるのでしょうか。しかし、いじめ事件で自殺者がでた、安全管理に落ち度があったのではと疑われる死亡事故が起こった、など刑事事件になりにくい、社会問題になっている問題など検証が必要な場合、どの程度まで情報開示が可能なのでしょうか。聞くところによると、「個人情報保護条例」とは別の条例を制定し「情報開示」の範囲を定めることが可能なのではないかと知見があります。静岡市が、今条例の改正に際し「死者の情報開示」に関して前向きな方針提起を行うよう期待します。	御意見の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」であることは、現行条例においても同様です。	原案変更なし
20	その他	市の理念「個人情報は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、適正に保護されなければならない」はとても大切な理念です。あえて述べておくことが必要だと思います。	地方公共団体の責務については、法において定めがあります。	原案変更なし